

保護者・関係機関との連携

保護者・家庭

学級(HR)担任を中心に対応

学校から伝えること

・被害者最優先の姿勢で対応する方針

学校が確認すること

・保護者が知り得た情報
・警察への被害申告の意思

学校が配慮すること

・知り得た事象内容の保護者への公表

・加害者側へ毅然と対応する方針

・学校に対する要望
・学校への具体的支援の内容

・安全配慮が不十分であった場合の謝罪

PTA・学校評議員・地域の方々

管理職を中心に対応

学校から伝えること

・被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
・見守り等の依頼

学校が確認すること

・PTA・学校評議員・地域の方々が知り得た情報
・学校に対する具体的支援の内容

知事
市町村長

市町村教委
県教委

学校

医療機関・こども家庭相談センター
適応指導教室・臨床心理士・弁護士等

管理職・生徒指導主事(担当者)を中心に対応

学校から伝えること

・被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
・学校への協力依頼

学校が確認すること

・関係機関が知り得た情報
・専門的立場からの助言
(必要に応じて、ケース会議を継続的に開催)
・学校に対する具体的支援の内容

警察

管理職・生徒指導主事(担当者)を中心に対応

学校と警察との連携

・学校警察連絡協議会の積極的な開催と情報共有
・警察官や少年警察補導員等による非行防止教室の開催(いじめが犯罪行為になる場合があることを児童生徒に理解させ、いじめの未然防止を図る)

学校から伝えること

・児童生徒の健全育成を図ることを目的とした、「**学校と警察との連絡制度**」に基づく、いじめ事象についての情報共有と対応の協議
・**犯罪行為となるいじめ事象**
事象内容、関係児童生徒、被害申告の意思、学校の指導方針等
・**今後、犯罪行為に発展するおそれがあるいじめ事象、又は学校長が通報を必要と判断した事象**
事象についての連絡、学校と警察の連携した対応について依頼

いじめと犯罪は地続き

いじめの態様例	暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする (13歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当)	強制わいせつ罪 刑法176条
	水や泥をかける 叩く 蹴る 小突く 物をぶつける 胸ぐらをつかむ、押し倒す 髪の毛を引っ張る/切る つねる プロレスごっこ 強要	暴行罪 刑法208条
	上記の行為等により、けがを負わず 火を押しつける	傷害罪 刑法204条
	言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法222条
	性的行為を強要する 裸になることを強要する	強要罪 刑法223条
	インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する	名誉毀損罪・侮辱罪 刑法230条・231条
	他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を、他人に盗ませる	窃盗罪 刑法235条
	金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法249条
	持ち物を壊す 捨てる 落書きする 服を破る (物の形状が元に戻らない程度)	器物損壊罪 刑法261条
	裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する/インターネット上に掲載する	児童買春・児童ポルノ禁止法

いじめ早期発見・早期対応マニュアル

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。
些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至ることもあります。

いじめの萌芽に気付きましょう ~普段と違った様子・行動に気を付けて~

登下校時

・登校を渋る
・他の子の荷物を持っている
・持ち物や衣服が汚れている
・表情がさえない

授業中

・冷やかされる
・授業を抜け出す
・おどおどした態度をとる
・ボーッとする

休み時間

・一人で過ごすことが増える
・よく教室外に出て行く
・よく職員室や保健室に行く
・他学級の友人と過ごす

昼食時

・食事が減る(食べない)
・一人で昼食を食べる
・自教室で昼食を食べない
・一緒に昼食を食べる友人が変わる

持ち物

・靴や持ち物がなくなる
・持ち物等に落書きをされたり、壊されたりする
・教科書等が破れている
・頻繁にお金を持ち出す

身体の変化

・食欲がなくなる
・顔や身体にあざがある
・腹痛・頭痛・下痢・脱毛等の症状が現れる

教職員が「いじめではない」、「大丈夫」と即断してはいけません

悪ふざけやケンカ、被害者の思い込み、被害者にも問題があるから仕方ない 等

いじめと真正面から向き合ひましょう

~いじめ見逃しゼロを目指して~

- 常にいじめを**意識・点検**(定期的なアンケート調査・個人面談・家庭訪問等の実施)
- 被害者の訴えを**共感的に**受理
- 情報提供については**真摯に**享受
- 事象には**迅速かつ組織的に**対応・情報共有
- **継続的な**指導・支援と見守り
- 指導内容の**記録を徹底**(個人別生活カード等の作成・記入)

法の定義に沿った積極的な認知



いじめ早期対応の流れ

いじめ事象への対応

いじめ（疑われるものも含む）事象の発生（アンケートを含む）

事象確認 記録の開始

学級(HR)担任及び副担任・部活動(クラブ)顧問等が対応 **必ず複数で対応**
 ※対応が複雑又は困難であると考えられるいじめ事象の場合
 生徒指導主事（担当者）や学年主任が中心に対応

正確な事実確認と情報共有

被害児童生徒からの聴き取り 加害児童生徒からの聴き取り
 周辺児童生徒からの情報収集 保護者との連携

全て報告

管理職

生徒指導主事

招集

校内いじめ対策会議（いじめ法第22条の組織）

複雑又は困難な事象と考えられる
 ケースの場合は24時間以内に招集

管理職 生徒指導主事 各学年主任
 人権教育部長 担任・部活動顧問 養護教員
 教育相談コーディネーター スクールカウンセラー
 スクールソーシャルワーカー 等

いじめとして認知するか否かの判断

指導方針・SC等を含む教職員の役割分担の決定

職員会議で報告

※複雑又は困難な事象と考えられる場合は、緊急的に職員会議を招集

事象内容を市町村教委・県教委へ報告
 必要に応じて警察等の関係機関へ相談
 【 ○○警察署 △△-□□□□ 】

認知

職員会議

事象内容を全教職員に知らせる
 指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
 全教職員が協働して、事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む
 認知としなかった事象についても全教職員に報告

具体的な指導・支援へ

重大事態への対応

重大事態（疑われるものも含む）の発生

報告 報告
 管理職 市町村長・知事
 生徒指導主事（担当者） 市町村教委・県教委・県

緊急対策会議の招集

緊急対策会議

発生から24時間以内に設置

校内いじめ対策会議 プラス 事務長 教務主任 生徒指導部員 学校医 等

管理職を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定

市町村教委・県教委

指導主事やスクールカウンセラー等の派遣要請
 懲戒や出席停止制度の適用

警察・PTA・学校評議員・地域の方々等との連携

緊急職員会議の招集

緊急職員会議

事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
 全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む

重大事態調査

学校主体
 設置者主体

文部科学省「いじめの
 重大事態の調査に関する
 ガイドライン」参照

具体的な指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

加害者への指導

毅然とした態度で対応
伝えること
 ・いじめは決して許されない行為である
 ・いじめられた側の心の痛み
 ・自分の行為が重大な結果に繋がった
確認すること
 ・カウンセリングの必要性
 ・福祉的支援の必要性
留意すること
 ・加害者の心理的背景
 ・加害者が被害者になること
 ・保護者との連携

被害者への支援

共感的に受け止める姿勢で対応
伝えること
 ・学校として「何としても守る」という姿勢
 ・プライバシーの保護に十分配慮する
確認すること
 ・身体被害状況
 ・金品の被害状況
 ・警察への被害申告の意思
 ・カウンセリングの必要性
留意すること
 ・再発や潜在化
 ・保護者との連携
 ・学習権の保障

友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援

みんなを守るという姿勢で対応
伝えること
 ・いじめられた側の心の痛み
 ・観衆や傍観者も加害者である
 ・プライバシーの保護
確認すること
 ・カウンセリングの必要性
留意すること
 ・観衆・傍観者が被害者になること

観衆…はやしたたり、おもしろがって見ている者
 傍観者…見て見ぬふりする者

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する。

いじめの解消については、いじめ行為が止んでから3か月は見守りを継続する。